



新潟県



発行 新潟県

号外 2

平成28年 6 月28日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 49 新潟県児童福祉施設規則の一部を改正する規則（障害福祉課）
- 50 新潟県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則（少子化対策課）
- 51 新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則（産業立地課）

規 則

新潟県児童福祉施設規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年6月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第49号

新潟県児童福祉施設規則の一部を改正する規則

第1条 新潟県児童福祉施設規則（平成15年新潟県規則第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）に対応する同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条を加える。

次の表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第12条 (略)</p> <p><u>(指定管理者の指定の申請)</u></p> <p>第13条 <u>条例第8条第1項の規定による申請は、別記第3号様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。</u></p> <p><u>(1) 新星学園の管理の業務に関する事業計画書</u></p> <p><u>(2) 当該社会福祉法人に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の当該社会福祉法人の財務の状況を明らかにすることができる書類</u></p> <p><u>(3) 当該社会福祉法人に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の当該社会福祉法人の業務の内容を明らかにすることができる書類</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類</u></p> <p>第14条 (略)</p> <p>第2号様式 (略)</p> <p>第3号様式 (第13条関係)</p> <p style="text-align: center;">指定管理者指定申請書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>新潟県知事 様</p> <p style="text-align: center;">主たる事務所の所在地</p> <p>申請者 社会福祉法人の名称</p> <p style="text-align: center;">代表者の氏名 ㊤</p> <p>新潟県新星学園の指定管理者の指定を受けたいので、新潟県児童福祉施設条例第8条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。</p> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業計画書 2 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の社会福祉法人の財務の状況を明らかにすることができる書類 3 申請の日の属する事業年度の前事業年度に 	<p>第12条 (略)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>第2号様式 (略)</p>

おける事業報告書その他の社会福祉法人の業務の内容を明らかにすることができる書類 4 その他知事が必要と認める書類	
---	--

第2条 新潟県児童福祉施設規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下この条において「移動後条等」という。）に対応する同表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下この条において「移動条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下この条において「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前												
<p style="text-align: center;">（施設の名称及び入所定員）</p> <p>第2条 施設の名称及び入所定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">施設の名称</td> <td style="text-align: center;">入所定員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新潟県新星学園</td> <td style="text-align: center;">20人</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（措置による入所及び退所）</p> <p>第3条 <u>知事又は施設長（施設（新潟県新星学園（以下「新星学園」という。）を除く。）の長をいう。（以下同じ。）は、児童相談所長から児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第27条第1項第3号の規定による施設への入所について協議を受けた場合又は市町村長から法第21条の6、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4若しくは身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項の規定による施設への入所について協議を受けた場合は、入所させる旨又は入所させることができない旨を通知するものとする。</u></p> <p>2 <u>知事又は施設長は、前項の規定により入所した者の家庭環境、能力、指導効果等を勘案し、施設を退所させることが適当と認める者については、その旨を児童相談所長又は市町村長に通知するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（入所の申込み）</p> <p>第4条 新星学園又は新潟県はまぐみ小児療育センター（以下「センター」という。）（以下「学園等」と総称する。）に入所しようとする者又はその保護者（以下「申込者」という。）は、別記第1号様式又は別記第2号様式による入所承認申込書を<u>知事又はセンターの長（以下「知事等」という。）に提出しなければならない。</u></p> <p>2 前項の入所承認申込書には、健康診断書を添付</p>	施設の名称	入所定員	新潟県新星学園	20人	（略）		<p style="text-align: center;">（施設の名称及び入所定員）</p> <p>第2条 施設の名称及び入所定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">施設の名称</td> <td style="text-align: center;">入所定員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新潟県新星学園</td> <td style="text-align: center;">50人</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（措置による入所及び退所）</p> <p>第3条 <u>施設の長（以下「施設長」という。）は、児童相談所長から児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第27条第1項第3号の規定による施設への入所について協議を受けた場合又は市町村長から法第21条の6、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4若しくは身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項の規定による施設への入所について協議を受けた場合は、入所させる旨又は入所させることができない旨を通知するものとする。</u></p> <p>2 施設長は、前項の規定により入所した者の家庭環境、能力、指導効果等を勘案し、施設を退所させることが適当と認める者については、その旨を児童相談所長又は市町村長に通知するものとする。</p> <p style="text-align: center;">（入所の申込み）</p> <p>第4条 <u>新潟県新星学園（以下「新星学園」という。）又は新潟県はまぐみ小児療育センター（以下「センター」という。）（以下「学園等」と総称する。）に入所しようとする者又はその保護者（以下「申込者」という。）は、別記第1号様式又は別記第2号様式による入所承認申込書を<u>学園等の長（以下「園長等」という。）に提出しなければならない。</u></u></p> <p>2 前項の入所承認申込書には、健康診断書を添付</p>	施設の名称	入所定員	新潟県新星学園	50人	（略）	
施設の名称	入所定員												
新潟県新星学園	20人												
（略）													
施設の名称	入所定員												
新潟県新星学園	50人												
（略）													

しなければならない。ただし、知事等が健康診断書の提出を要しないと認めるときは、この限りでない。

(入所の承認等)

第5条 知事等は、前条の入所承認申込書の提出があったときは、定員に空きがない場合、申込者が入院治療を必要とする場合その他申込者に対して自ら適切な便宜を提供することが困難である場合を除き、入所を承認するものとする。

2 知事等は、入所を承認するときは入所承認通知書を、入所を承認しないときは入所不承認通知書を申込者に交付するものとする。

3 知事等は、前項の規定により入所の承認を受けた者が、知事等が指定する期日までに入所しない場合は、入所の承認を取り消すことができる。

(退所)

第7条 知事等は、入所者（新星学園において法第7条第2項に規定する障害児入所支援を受けている者又はセンターにおいて法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援若しくは法第7条第2項に規定する障害児入所支援を受けている者に限る。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて、当該入所者を退所させることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 入所者が知事等が定める学園等の運営に関する規程に著しく違反した場合

(4) (略)

2 知事等は、入所者（新星学園において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項に規定する短期入所を受けている者又はセンターにおいて同条第7項に規定する生活介護若しくは同条第8項に規定する短期入所を受けている者に限る。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて、当該入所者を退所させることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 入所者が知事等が定める学園等の運営に関する規程に著しく違反した場合

第12条 (略)

(指定管理者による管理)

第13条 条例第5条第1項の規定により同項の指定管理者（以下「指定管理者」という。）に新星学園の管理を行わせる場合（以下「指定管理者による管理の場合」という。）における第3条の規定の適用については、同条中「知事」とあるのは、「指定

しなければならない。ただし、園長等が健康診断書の提出を要しないと認めるときは、この限りでない。

(入所の承認等)

第5条 園長等は、前条の入所承認申込書の提出があったときは、定員に空きがない場合、申込者が入院治療を必要とする場合その他申込者に対して自ら適切な便宜を提供することが困難である場合を除き、入所を承認するものとする。

2 園長等は、入所を承認するときは入所承認通知書を、入所を承認しないときは入所不承認通知書を申込者に交付するものとする。

3 園長等は、前項の規定により入所の承認を受けた者が、園長等が指定する期日までに入所しない場合は、入所の承認を取り消すことができる。

(退所)

第7条 園長等は、入所者（新星学園において法第7条第2項に規定する障害児入所支援を受けている者又はセンターにおいて法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援若しくは法第7条第2項に規定する障害児入所支援を受けている者に限る。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて、当該入所者を退所させることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 入所者が園長等が定める学園等の運営に関する規程に著しく違反した場合

(4) (略)

2 園長等は、入所者（新星学園において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項に規定する短期入所を受けている者又はセンターにおいて同条第7項に規定する生活介護若しくは同条第8項に規定する短期入所を受けている者に限る。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて、当該入所者を退所させることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 入所者が園長等が定める学園等の運営に関する規程に著しく違反した場合

第12条 (略)

<p><u>管理者」とする。</u></p> <p><u>2 指定管理者の管理の場合における第4条、第5条及び第7条の規定の適用については、これらの規定中「知事等」とあるのは、「指定管理者等」とする。</u></p> <p><u>3 指定管理者の管理の場合における第6条の規定の適用については、同条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「県」とあるのは「指定管理者」とする。</u></p> <p><u>4 指定管理者の管理の場合における別記第1号様式及び別記第2号様式の規定の適用については、これらの規定中「新潟県知事」とあるのは、「指定管理者」とする。</u></p>	
<p>第14条 (略)</p> <p>(委任等)</p> <p>第15条 この規則に定めるもののほか、施設(新星学園を除く。)の管理に関し必要な事項は、知事の承認を得て施設長が定める。</p> <p><u>2 条例及びこの規則に定めるもののほか、新星学園の管理に関し必要な事項は、知事が新星学園の管理を行う場合は知事が、指定管理者による管理の場合はあらかじめ知事の承認を得て指定管理者が定める。</u></p>	<p>第13条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第14条 この規則に定めるもののほか、施設の管理に関し必要な事項は、知事の承認を得て施設長が定める。</p>
<p>別記</p> <p>第1号様式 (第4条関係)</p> <p>入所承認申込書(障害児通所支援等用)</p> <p>(略)</p> <p>新潟県知事 様</p> <p>(新潟県はまぐみ小児療育センター所長)</p> <p>(略)</p> <p>第2号様式 (第4条関係)</p> <p>入所承認申込書(短期入所用)</p> <p>(略)</p> <p>新潟県知事 様</p> <p>(新潟県はまぐみ小児療育センター所長)</p> <p>(略)</p> <p>第3号様式 (第14条関係)</p> <p>指定管理者指定申請書</p> <p>(略)</p>	<p>別記</p> <p>第1号様式 (第4条関係)</p> <p>入所承認申込書(障害児通所支援等用)</p> <p>(略)</p> <p>新潟県新星学園長 様</p> <p>(新潟県はまぐみ小児療育センター所長)</p> <p>(略)</p> <p>第2号様式 (第4条関係)</p> <p>入所承認申込書(短期入所用)</p> <p>(略)</p> <p>新潟県新星学園長 様</p> <p>(新潟県はまぐみ小児療育センター所長)</p> <p>(略)</p> <p>第3号様式 (第13条関係)</p> <p>指定管理者指定申請書</p> <p>(略)</p>

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

新潟県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年6月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第50号

新潟県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

新潟県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成18年新潟県規則第79号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条（以下「削除条」という。）を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「省令」という。）及び新潟県認定こども園の要件等に関する条例（平成28年新潟県条例第31号。以下「条例」という。）の施行に伴い必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(軽微な変更)</p> <p>第4条 省令第28条第1号の知事が定める数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とする。</p> <p>(1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「基準告示」という。）第1の1の1に該当する幼稚園型認定こども園 当該認定こども園である幼稚園の収容定員に100分の5を乗じて得た数</p> <p>(2) 基準告示第1の1の2のロに該当する幼稚園型認定こども園 当該認定こども園を構成する幼稚園の収容定員に100分の5を乗じて得た数</p> <p>(3) 地方裁量型認定こども園 当該認定こども園</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「省令」という。）及び新潟県認定こども園の要件等に関する条例（平成18年新潟県条例第67号。以下「条例」という。）の施行に伴い必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第3条 削除</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(軽微な変更)</p> <p>第5条 省令第28条第1号の知事が定める数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とする。</p> <p>(1) 条例別表第1備考第1項第1号に該当する幼稚園型認定こども園 当該認定こども園である幼稚園の収容定員に100分の5を乗じて得た数</p> <p>(2) 条例別表第1備考第1項第2号イに該当する幼稚園型認定こども園 当該認定こども園を構成する幼稚園の収容定員に100分の5を乗じて得た数</p> <p>(3) 地方裁量型認定こども園 当該認定こども園</p>

である保育機能施設の入所定員のうち満3歳以上の幼児の数に100分の5を乗じて得た数

2 (略)

第5条 (略)

(職員配置)

第6条 基準告示第2の1により認定こども園に置くものとされる職員の数の計算方法は、第1号から第4号までにより計算して得た数(その数に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)を合算するものとする。この場合において、当該合算して得た数に1未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

- (1) 認定こども園に在籍する満1歳未満の子どもの数を3で除して得た数
- (2) 認定こども園に在籍する満1歳以上満3歳未満の子どもの数を6で除して得た数
- (3) 認定こども園に在籍する満3歳以上満4歳未満の子どもの数を20で除して得た数
- (4) 認定こども園に在籍する満4歳以上の子どもの数を30で除して得た数

(学級担任)

第7条 条例第3条第1項第1号の規則で定める者は、保育所等において3年以上児童の保育に従事した経験を有する者とする。

(教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員)

第8条 条例第3条第1項第2号の規則で定める者は、幼稚園において3年以上幼児教育に従事した経験を有する者とする。

(認定こども園の長)

第9条 条例第3条第1項第3号の規則で定める者は、幼稚園若しくは保育所の長の経験年数が3年以上である者又は幼稚園若しくは保育所等における実務の経験年数が10年以上である者(幼稚園又は保育所等の管理及び運営に従事した経験年数が3年以上の者に限る。)とする。

(子育て支援)

第10条 条例第3条第1項第4号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域の子育て支援に関する要望を把握するとともに、当該要望に即した事業を実施すること。この場合において、当該認定こども園の所在する市町村と十分な連携を図ること。
- (2) 子育て支援事業の実施に当たっては、専任の

である認可外保育施設の入所定員のうち満3歳以上の幼児の数に100分の5を乗じて得た数

2 (略)

第6条 (略)

職員を配置すること。

(情報公開)

第11条 条例第3条第1項第5号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 法第4条第1項各号に掲げる事項
- (2) 職員配置の状況
- (3) 施設設備の概要
- (4) 子どもの1日の活動内容
- (5) 利用料金
- (6) 学級数
- (7) 開園時間及び開園日数
- (8) 苦情相談の窓口及び体制

第12条 (略)

第7条 (略)

(職員配置)

第8条 条例別表第1の1の項第1号の規則で定める計算方法は、第1号から第4号までにより計算して得た数(その数に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)を合算するものとする。この場合において、当該合算して得た数に1未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

- (1) 認定こども園に在籍する満1歳未満の子どもの数を3で除して得た数
- (2) 認定こども園に在籍する満1歳以上満3歳未満の子どもの数を6で除して得た数
- (3) 認定こども園に在籍する満3歳以上満4歳未満の子どもの数を20で除して得た数
- (4) 認定こども園に在籍する満4歳以上の子どもの数を30で除して得た数

(施設設備)

第9条 条例別表第1の3の項第1号の規則で定める場合は、引き続き2年以上次の各号のいずれにも該当している場合とする。

- (1) 子どもの移動が精神的及び肉体的に負担とならない移動方法及び移動時間により行われ、当該移動時の安全が確保されること。
- (2) 認定こども園を構成する幼稚園及び保育所等(法第3条第4項第1号ロに該当する連携施設を除く。)に在籍している子どもが日常的に合同して活動することが可能であること。
- (3) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。
- (4) 子どもに対する教育及び保育の提供に関して、定期的に情報交換の場を設ける等幼稚園及び保育所等の職員の連携が図られること。

2 知事は、前項の場合に該当しているかどうかを判断するに当たっては、関係する市町村の長の意

見を聴くものとする。

第10条 条例別表第1の3の項第2号の規則で定めるものは、法第4条第1項の規定による申請の際設置後相当の期間を経過している幼稚園又は保育所等（その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）とする。

（屋外遊戯場）

第11条 条例別表第1の3の項第6号の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 園舎からの移動時の安全が確保されること。
 - (2) 子どもが安全に利用できる場所であること。
 - (3) 利用時間を日常的に確保できる場所であること。
 - (4) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。
 - (5) 条例別表第1の3の項第5号の基準を満たす場所であること。
- 2 知事は、前項の要件を満たしているかどうかを判断するに当たっては、関係する市町村の長の意見を聴くものとする。

（教育及び保育の内容）

第12条 条例別表第1の4の項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 認定こども園における教育及び保育の内容は、法第6条に基づき、内閣府、文部科学省及び厚生労働省の幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえるとともに、文部科学大臣が定める幼稚園教育要領及び厚生労働省の保育所保育指針に基づくこと。
- (2) 認定こども園における教育及び保育は、零歳から小学校就学前の全ての子どもを対象とし、一人一人の子どもの発達の過程に即した援助の一貫性及び生活の連続性を重視しつつ、満3歳以上の子どもに対する学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供及び家庭において養育されることが困難な子どもに対する保育の提供の2つの機能が一体として展開されること。
- (3) 認定こども園は、次に掲げる目標が達成されるように教育及び保育を提供すること。
 - ア 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図るようにすること。
 - イ 健康かつ安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣及び態度を育て、健全な心身の基礎を培うようにすること。
 - ウ 人とのかかわりの中で、人に対する愛情及

び信頼感並びに人権を大切にすることを育てるとともに、自立及び協同の態度並びに道徳性の芽生えを培うようにすること。

エ 自然等の身近な事象への興味及び関心を育て、それらに対する豊かな心情及び思考力の芽生えを培うようにすること。

オ 日常生活の中で、言葉への興味及び関心を育て、喜んで話し、又は聞く態度及び豊かな言葉の感覚を養うようにすること。

カ 多様な体験を通して豊かな感性を育て、創造性を豊かにするようにすること。

(4) 認定こども園は、前号の目標を達成するため、子どもの発達の状況等に応じ、より具体化した教育及び保育のねらい及び内容を定め、子どもの主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるように環境を構成し、子どもが発達に必要な体験を得られるようにすること。

(5) 認定こども園において教育及び保育を行うに当たっては、次に掲げる事項について特に配慮すること。

ア 施設の利用を始めた年齢により集団生活の経験年数が異なる子どもがいることに配慮する等、零歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を子どもの発達の連続性を考慮して展開していくこと。

イ 子どもの1日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の生活形態を反映した子どもの利用時間及び登園日数の違いを踏まえ、一人一人の子どもの状況に応じ、教育及び保育の内容やその展開について工夫をすること。

ウ 共通利用時間（教育時間相当利用児並びに教育及び保育時間相当利用児に共通の利用時間をいう。以下同じ。）において、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う教育活動の充実を図ること。

エ 保護者及び地域の子育てを自ら実践する力（以下「子育て力」という。）を高める観点に立って子育て支援事業を実施すること。

(6) 認定こども園における教育及び保育は、前号の認定こども園として配慮すべき事項を踏まえつつ、認定こども園として目指すべき目標及び理念並びに運営の方針を明確にすること。

(7) 認定こども園においては、教育及び保育を一体的に提供するため、次に掲げる事項に留意して、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を併せ持つ教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成するとともに、年、学期、月、週及び日々の指導計画を作成し、教育及び保育を適切に展開すること。

ア 教育時間相当利用児並びに教育及び保育時

間相当利用児が在籍していることを踏まえ、指導計画の作成に当たり、子どもの1日の生活時間に配慮し、活動及び休息、緊張感及び解放感等の調和を図ること。

イ 共通利用時間における教育及び保育のねらい及び内容については、文部科学大臣が定める幼稚園教育要領及び厚生労働省の保育所保育指針に基づき実施し、指導計画に定めた具体的なねらいを達成すること。

ウ 家庭及び地域において異なる年齢の子どもとかわる機会が減少していることを踏まえ、満3歳以上の子どもについては、学級による集団活動とともに、満3歳未満の子どもを含む異なる年齢の子どもによる活動を、発達の状況にも配慮しつつ適切に組み合わせて設定する等の工夫をすること。

エ 受験等を目的とした単なる知識又は特別な技能を早期に獲得することのみを目指すことのないように配慮すること。

(8) 認定こども園における園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教材等の環境の構成に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

ア 零歳から小学校就学前の様々な年齢の子どもの発達の特性を踏まえ、満3歳未満の子どもについては特に健康、安全及び発達の確保を十分に図るとともに、満3歳以上の子どもについては同一学年の子どもで編制される学級による集団活動の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるよう工夫すること。

イ 利用時間が異なる多様な子どもが在籍していることを踏まえ、家庭、地域及び認定こども園における生活の連続性を確保するため、子どもの生活が安定するよう1日の生活のリズムを整えるよう工夫すること。特に、満3歳未満の子どもについては睡眠時間等の個人差に配慮するとともに、満3歳以上の子どもについては集中して遊ぶ場及び家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場の適切な調和等の工夫をすること。

ウ 共通利用時間については、子ども一人一人の行動の理解及び予測に基づき計画的に環境を構成するとともに、集団とのかかわりの中で、自己を発揮し、子ども同士の学び合いが深まり広がるように子どもの教育及び保育に従事する者のかかわりを工夫すること。

エ 子どもの教育及び保育に従事する者が子どもにとって重要な環境となっていることを念頭に置き、子どもとその教育及び保育に従事する者の信頼関係を十分に築き、子どもとともに良い教育及び保育の環境を創造する

こと。

(9) 認定こども園における日々の教育及び保育の指導に際しては、次に掲げる事項に留意すること。

ア 零歳から小学校就学前までの子どもの発達の連続性を十分理解し、生活及び遊びを通して総合的な指導を行うこと。

イ 子どもの発達の個人差、施設の利用を始めた年齢の違い等による集団生活の経験年数の差、家庭環境等を踏まえ、一人一人の子どもの発達の特性及び課題に十分留意すること。特に、満3歳未満の子どもについては、大人への依存度が極めて高い等の特性があることから、個別的な対応を図るとともに、子どもの集団生活への円滑な接続について、家庭との連携及び協力を図る等十分留意すること。

ウ 1日の生活のリズム又は利用時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、子どもに不安及び動揺を与えないようにする等の配慮を行うこと。

エ 共通利用時間においては、同年代の子どもとの集団生活の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して子どもの発達を促す経験が得られるように、環境の構成、子どもの教育及び保育に従事する者の指導等を工夫すること。

オ 乳幼児期の食事は、子どもの健やかな発育及び発達に欠かせない重要なものであることから、望ましい食習慣の定着を促すとともに、子ども一人一人の状態に応じた摂取法及び摂取量のほか、食物アレルギー等への適切な対応に配慮すること。

カ 楽しく食べる経験、食に関する様々な体験活動等を通じて、食事をする事への興味及び関心を高め、健全な食生活を実践する力の基礎を培う食育の取組を行うとともに、利用時間の相違により食事をとる子ども及びとらない子どもが在籍していることにも配慮すること。

キ 午睡は、生活のリズムを構成する重要な要素であることから、安心して眠ることのできる環境を確保するとともに、利用時間が異なること並びに睡眠時間は子どもの発達の状況及び個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。

ク 健康状態、発達の状況、家庭環境等から特別に配慮を要する子どもについて、一人一人の状況を的確に把握し、専門機関との連携を含め、適切な環境の下で健やかな発達が図られるよう留意すること。

ケ 家庭との連携においては、子どもの心身の

健全な発達を図るために、日々の子どもの状況を的確に把握するとともに、家庭及び認定こども園の間で日常の子どもの様子を適切に伝え合い、十分な説明に努める等日常的な連携を図ること。その際、職員間の連絡及び協力体制を築き、家庭からの信頼を得られるようにすること。

コ 教育及び保育の活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育て力の向上に寄与するだけでなく、地域社会における家庭及び住民の子育て力の向上及び子育ての経験の継承につながることから、これを促すこと。その際、保護者の生活形態が異なることを踏まえ、全ての保護者の相互理解が深まるように配慮すること。

(10) 認定こども園は、次に掲げる事項に留意して、小学校教育との連携を図ること。

ア 子どもの発達及び学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、連携を通じた質の向上を図ること。

イ 地域の小学校等との交流活動、合同の研修の実施等を通じ、認定こども園の子ども及び小学校等の児童の交流並びに認定こども園及び小学校等の職員同士の交流を積極的に進めること。

ウ 全ての子どもについて指導要録の抄本又は写し等の子どもの育ちを支えるための資料の送付により連携する等教育委員会、小学校等との積極的な情報の共有及び相互理解を深めること。

(保育者の資質向上等)

第13条 条例別表第1の5の項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 子どもの教育及び保育に従事する職員が、当該教育及び保育の質の確保及び向上を図るための当該職員の資質の向上のために必要な時間を確保できるよう様々な工夫が行われていること。

(2) 幼稚園の教員の免許状を有する者及び保育士の資格を有する者との相互理解が図られるよう工夫が行われていること。

(3) 教育及び保育を一体的に提供し、子育て支援事業を実施するため、職員に対する当該認定こども園の内外の研修の幅を広げることとし、これらの研修の機会を確保できるよう、勤務体制の組立て等が配慮されていること。特に、幼稚園の教員の免許状を有する者及び保育士の資格を有する者が互いに協力し、指導計画の作成及びその検証のための研修等が定期的に行われていること。

(4) 認定こども園の長には、認定こども園を1つの園として多様な機能を一体的に発揮させる能力並びに地域の人材及び資源を活用していく調整能力が求められるため、これらの能力を向上させること。

(子育て支援)

第14条 条例別表第1の6の項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域の子育て支援に関する要望を把握するとともに、当該要望に即した事業を実施すること。この場合において、当該認定こども園の所在する市町村と十分な連携を図ること。
- (2) 子育て相談、親子の集いの場等を週3日以上開設し、保護者が子育て支援事業の利用を希望するときに利用できる体制を確保すること。
- (3) 子育て支援事業の実施に当たっては、専任の職員を配置すること。
- (4) 子どもの教育及び保育に従事する者は、研修等により子育て支援に必要な能力をかん養し、その専門性及び資質を向上させていくこと。
- (5) 地域の子育てを支援する多様な団体と連携する等様々な地域の人材及び社会資源を活用していくこと。

(情報公開)

第15条 条例別表第1の7の項第5号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 法第4条第1項各号に掲げる事項
- (2) 職員配置の状況
- (3) 施設設備の概要
- (4) 子どもの1日の活動内容
- (5) 利用料金
- (6) 学級数
- (7) 開園時間及び開園日数
- (8) 苦情相談の窓口及び体制

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 6 月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第51号

新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例施行規則（平成27年新潟県規則第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第6号様式（第3条関係）</p> <p>従業員の増加数に係る事業計画書</p> <p>1 地域再生法第5条第4項第5号の特定業務施設（以下「特定業務施設」という。）の概要（略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>第6号様式（第3条関係）</p> <p>従業員の増加数に係る事業計画書</p> <p>1 地域再生法第5条第4項第4号の特定業務施設（以下「特定業務施設」という。）の概要（略）</p> <p>2 （略）</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。